

平成 27 年度 第 4 回長野市個人情報保護審査会 会議録（概要）

【日 時】 平成 27 年 9 月 18 日（金）午後 3 時～午後 5 時

【場 所】 長野市職員会館 第一教養室

【出席者】 委員：栗林委員、芝波田委員、西澤委員、山岸委員、和崎委員

職員：北澤総務部参事、広田情報管理室長、向林情報管理室係長

西澤情報政策課長補佐、湯本情報政策課係長、伊藤情報政策課主査、

市川市民税課係長、佐藤高齢者福祉課長補佐、東高齢者福祉課係長

【議 事】

- 1 長野市個人情報保護条例について
今後条例の見直しに当たり検討が必要な事項について検討を行った。
- 2 個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）について
上記について説明を行った。
- 3 独自事務条例（案）について
上記について説明を行った。
- 4 （仮称）長野市高齢者はいかい SOS ネットワーク事業について
上記について説明を行った。

【その他】

次回日程等事務連絡を行った。

【主な内容（質疑・意見）】

○ 議事 1 について

（委員） 死者の個人情報も保護を図っていく方が良いと思う。

（委員） 著作権や有名人のプライバシーについても、本件の場合は考えた方が良いのか。

（事務局） 市内に有名な方がいたとしてもその方の個人情報は一律保護することになる。個人番号は必要が無くなった時点で削除することになるが、文書の保存年限によっては長期に残る場合がある。その場合は、継続して保護していくことになる。

（委員） 死者に関する情報は、引き続き現状の状態で定義を残していくことで良い。

（委員） 任意の代理人が本人に代わって特定個人情報の請求をする場合、どういう個人情報をなりすましで取得することを想定しているのか。なりすましの防止を考える時、具体的にどのような事例を想定しているのか。内容によって臨機応変な対応もできるのではないか。

（事務局） 福祉分野、税などマイナンバーを使う業務でその人の情報（住所、身体障害者手帳の状況等）を得て販売などの勧誘、詐欺などに使うことを想定している。

- (委員) 制度を考えた時に、不便になっても良いのであれば案のような形でも良いと思うが、弁護士照会を行わなければならないようなシステムにしてしまっているのかという疑問もある。
- (事務局) ご意見のとおり、番号法の趣旨は行政手続きの利便性をはかるために任意の代理人に請求を認めているということがあるため、請求しやすくすれば良いのではないかという意見もある。請求時の持ち物は、自己情報の開示請求があった場合の確認書類となるが、多くの方がなりすましの不安を持つ中で、最初はハードルを高くしておいて、支障があればハードルを下げていくということを考えている。
- (委員) 利便性ということで制度設計しているのに、それが逆に作用してしまったりいかななものかという疑問がある。利便性と制限してしまうことの整合性はどうか。
- (委員) 任意の代理人が善意でやっているのか、そうでないのか分からないので非常に難しい。この書類を添付したから良いというものではないと思う。ただ、なりすましを疑われて利便性が減殺されてしまうのは問題があると思う。
- (委員) 弁護士に依頼しなければ解決できないといことでは困るのではないか。
- (委員) 本当はなりすましでないものもなりすましと疑われて情報を出してもらえないことも想定される。現場の臨機応変な対応も必要なのではないか。
- (委員) 最初は問題が起きないように厳しくしているのではないか。
- (事務局) 参考に銀行協会の取扱いについて調べたが、任意の代理人による請求の場合は印鑑証明が必要となっている。
- (委員) 銀行は重要な書類に印鑑を押すという本人の権利義務が最もかかる場所なのでやむを得ないと思う。
- (事務局) 実質的にどこまで重要性があるのか、一律にやってしまうのが良いのかということもある。
- (委員) 利便性が不便性になっても困る。
- (委員) 今普通に取れるものが取りにくくなるのはおかしいのではないか。
- (事務局) マイナンバーが記載されていない書類は今までどおり請求することができる。
- (委員) 番号が手に入って他人の情報を勝手に操作できるかといえば、端末では暗証番号が必要なので勝手にはできない。番号が手に入っても利用価値がない。暗証番号が手に入れば利用価値があるが、そうなった場合は、その人を支配するような状況であるからそれを防ぐことはどう考えてもできない。万が一のことを考えて制度を設計すると通常の場合が不便になることはあると思う。
- (委員) 任意の代理人による請求について、今後個人情報まで範囲を広げるかどうかは具体例で検討させて欲しい。
- (委員) ケースバイケースで、任意の代理人にはこの書類があるからすべてOKというのは難しいのではないか。
- (事務局) 任意の代理人に事項を決めて委任契約をすれば良いと思うが、難しいかもし

れない。委任状では「〇〇について」という具体的な委任項目を記載していただいております、弁護士の方にも書いていただいている。確かに何でもOKというわけにはいかない。

(委員) 診療歴や病歴に関しての情報が、仮に出してしまうことがあると、将来不利益になると思う。

(委員) 派遣労働者の責務と罰則については、番号法では特定個人情報を取扱う者全てに対して責務と罰則が規定されているが、条例では派遣労働者に対する責務と罰則の規定がないことから設けることで良い。

○ 議事2について

(委員) 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法については、データパンチ事業者へのファイルの提供方法で、以前は電子記録媒体に〇がついていたのを取って紙だけにしたということか。この解釈は、データパンチ事業者へは各事業所から直接紙で行くのではなく、一旦市でデータを集めて紙の状態を整備した上で送られるということか。紙の情報はスキャンはするのか。

(担当課) スキャンはする。

(委員) スキャンはするけれど、それは内部の話であるのでここには出ていないということか。データパンチ事業者から、入力したデータは何で来るのか。

(担当課) 現時点で想定しているのは、電子記録媒体である。

(委員) 評価書の提供方法の解釈だが、提供するものと、データパンチ事業者から電子化したものが帰ってくるという特殊性がある。提供するときは紙で、戻ってくるときは電子記録媒体であるということだと思う。

評価書のデータフローで、データパンチ事業者から市に電子化された内容がくる所にフロッピーディスクのマークがついているので、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）は、〇にしておいたかどうか。市から提供するときと市へ戻るときでリスクの度合いが変わってくるが、リスク軽減としてメディアの暗号化、施錠できる物に入れて運ぶということが書いてあるので、そこの整合性を考えると、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）は〇が良いと思う。

データパンチ事業者から出て行く部分については、市に責任があると感じる。

(担当課) いただいた意見を元に修正を行い、パブリックコメントを行いたい。

(委員) 個人番号カードに関して市役所から連絡がくることはあるのか。

(担当課) 個人番号カードは本人に来庁していただく方法と、本人限定郵便で送付する方法がある。申請書の提出にあたり、郵便で地方公共団体情報システム機構に送った場合は、市町村にカードが送付されるので、ご本人に市へお越しいただくことになる。

(委員) 市役所から電話がくるのか。

(担当課) 市役所から書面が送付される。電話が行くことはない。

本人確認のために、申請時か受取時のどちらかは市役所にお越しいただくこ

とになる。今後、広報ながのでお知らせをする予定である。

○ 議事3について（説明のみ）

○ 議事4について

（委員） 平成26年度に行方不明者を探し出せた実績はわかるのか。

（事務局） 警察については、発生件数だけの把握だが、消防局については、46件発生し、全員わかったと聞いている。

（委員） 情報を提供する協力事業者とはどんなところか。

（事務局） 協力事業者は今後決めていくが、福祉政策課で孤立防止見守りネットワークをやっており、ライフライン事業者の方と個々に協定を結び情報の提供を行っている。そちらを参考にして事業を進めていきたいと考えている。具体的には、電力会社、ガス会社、新聞販売店、金融機関、生協等宅配事業者、地域包括支援センター、水道料金収集事業所等を考えている。

（委員） 個人情報を提供する先はどこか聞いて審査したい。

（事務局） 孤立防止ネットワーク協議会には、すでに個人情報を遵守していただいた上で、ご協力をいただいている。主にそこが中心となる。当課でも個人情報の保護については慎重に考えて、まずはそこから始めたいと考えている。

（委員） 孤立防止ネットワーク協議会は、どんな組織か。

（事務局） 目的は、孤立した方が家の中で亡くなることのないように、要援護者の早期の発見と適切な保護を行うため、事業者の構成は、電力会社、多いのは新聞店である。

（委員） 協議会自体の法人性はまだないのか。

（事務局） 協議会自体は任意で、副市長を会長として構成する事業者、民生児童委員協議会、障害者の団体、警察署、長野市社会福祉協議会、水道局等任意の団体である。

（委員） 基本的な考え方として、個人情報保護条例で定める生命、財産の危機が迫っているから、個人情報の提供を行う。情報漏えいのリスクよりも、事業者等に個人情報を提供して探してもらうということか。

（事務局） あくまでも、協力いただける事業者とは個別に個人情報保護の遵守等を盛り込んで協定書を締結し、情報を提供させていただくので情報漏えいは無いものと考えている。

（委員） F A X送信の場合は、誤送信の問題、出力した時に第三者が取るなどのリスクがある。リスクはあるが御本人を保護することが第一ということか。

消防局のスピーカーでも個人情報が流れているが、とにかく命を守るということか。

（委員） 徘徊老人の生命、身体の安全が最優先されると思う。誤送信等はあってはいいけないが、個人情報を出さなければ探せないと思う。原則は出せなくても、本

人の生命、身体の保護が最大の目的であれば運用的には多少緩和されないと困るのではないか。

(委員) 運用の問題として、住所についても長野市も市域が広いため、大字くらいまでは言わないと情報として全く役に立たないと思う。

(事務局) 番地は公開せず、大字と町名くらいまでは提供する予定。御家族の方がお名前を書かずに年齢を書かれるなど、御家族の希望に応じて対応していきたいと考えている。

(委員) 久留米市でも全市を挙げて行っていると思う。

(事務局) 他市でも始めているところがある。中核市では半数くらいが始めており、中野市は積極的に行っている状況である。厚生労働省、警察庁からも組織するようという通知が26年度に来ている。

(委員) 個人情報は大変であり、徘徊されている方の家族の了解の範囲にもよるが、ある程度特定されるものを出さないと探せないと思う。

(事務局) 冬場は特に発見が遅れると生命の危険が出てくる。

(委員) 柔軟な運用をしないと個人を探せない。

(委員) あくまでも家族から承諾をいただいたものを提供するということか。

(事務局) 承諾をいただいた方であつ記載内容も全て記載していなくても、提供して良い範囲でということになる。詳しく書いていただいた方が見つかる確率は高くなると思う。

(委員) 生命を守るためというのが一番だと思う。

(委員) 本人に通知しない理由は、「本人の生命、身体を守るため」という記載が良いと思う。

(委員) 消防局と高齢者福祉課の中では24時間対応するようになっているが、警察署のところには記載が無い。どちらに届けるかわからないので御協力いただいた方が良いのではないか。

(担当課) 資料に記載が無かったが、警察署から消防局へ情報を流すので、24時間対応することになる。

(委員) 本人保護の観点から行くと、タクシーの運転手が入らないのはいかなものか。

(担当課) 協力事業者として24時間運行しているタクシー協会にも依頼していくことを考えている。